平成２１年（フ）第１１９号
茨城県守谷市けやき台２丁目４番地２
債務者　二瓶　知子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４号
千葉県鴨川市内浦381番地18
債務者　浅野　浩章
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第３９号
千葉県館山市北条2051番地の１
債務者　岩佐　弥生
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第４２号
千葉県南房総市千倉町平磯848番地　７号
債務者　新井　惠子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第４５号
千葉県鴨川市南小町445番地１
債務者　白銀　智康
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第１６７号
岐阜県大垣市赤坂町808番地２
債務者　川村　一夫
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
岐阜県大垣市赤坂町808番地２
債務者　川村登喜枝
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
岐阜県大垣市赤坂町808番地２
債務者　川村　宜一
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
岐阜県大垣市赤坂町808番地２
債務者　川村　淳子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
岐阜県揖斐郡池田町田畑799番地の１の１
債務者　御田村芳未
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第６８４４号
大阪府池田市住吉１丁目４番９号　芝マンション１Ｆ10号
債務者　谷　　正人
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４５号
広島市佐伯区八幡１丁目７番６―404号
債務者　野浦　嚴功
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７４６号
広島市佐伯区八幡１丁目７番６―404号
債務者　野浦ゆき枝
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８１３号
広島市東区戸坂山崎町２番26―303号
債務者　迫田　勝利
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８１４号
広島市東区戸坂山崎町２番26―303号
債務者　迫田　早苗
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８３０号
広島市中区国泰寺町２丁目２番28―503号
債務者　増木由美子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０８１号
広島市佐伯区楽々園３丁目14番11―５号
債務者　増本　憲司
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１４３号
広島市西区観音新町１丁目30番２―904号
債務者　柿本　菊代
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４３号
広島市安佐北区亀山８丁目15番39―６号
債務者　三島　裕嗣
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部